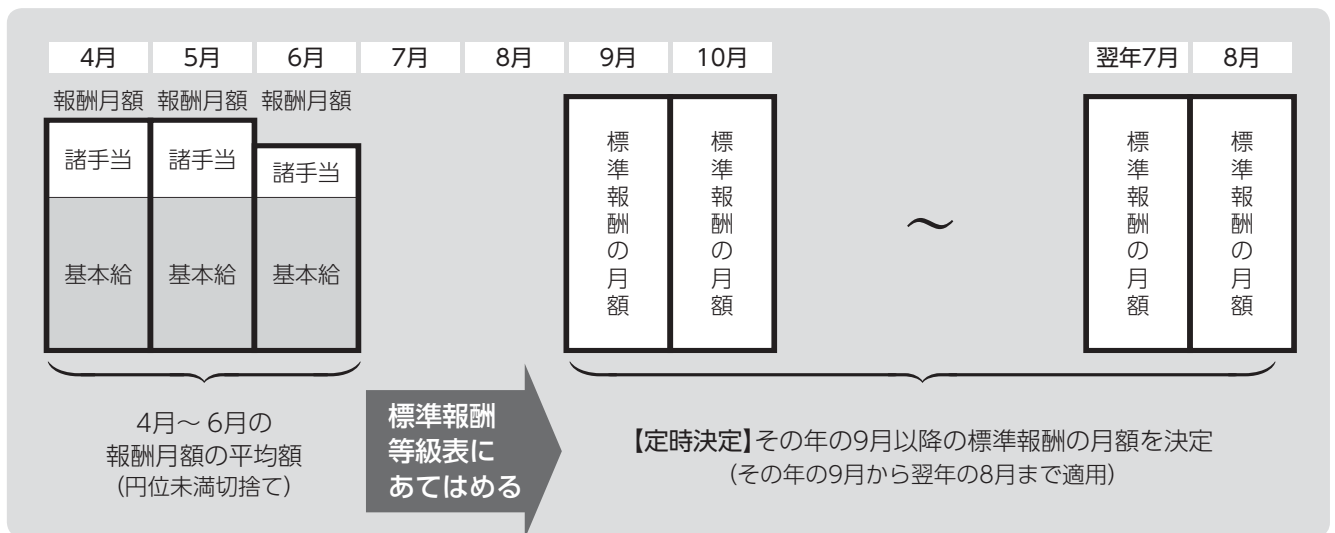


「標準報酬の月額」の定時決定を行います

「定時決定」とは、組合員が実際に受けている報酬と、既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日現在の組合員全員(休業中、休職中、欠勤している者を含む。)について、4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、その年の9月以降の標準報酬の月額を決定することです。

「標準報酬決定通知書」を10月上旬に所属所の共済事務担当課を通じて配付いたしますので、通知書を受け取った際は、決定内容のご確認を(決定内容に不明な点がある場合は、所属所の共済事務担当課まで)お願いいたします。

※9月から厚生年金保険料率が88.16/1000から89.93/1000に上がります(今号23ページ参照)。標準報酬の月額の決定と併せて、掛金(保険料)についても「平成29年度 共済事業のあらまし」43ページの早見表でご確認ください。



【定時決定の例】

	基本給	諸手当	合計
4月	260,000円	70,000円	330,000円
5月	260,000円	100,000円	360,000円
6月	260,000円	85,000円	345,000円
4月～6月の報酬月額		合計額	1,035,000円
		平均額	345,000円

標準報酬等級表にあてはめる

	標準報酬	
	等級	月額
短期	20等級	340,000円
厚生年金	21等級	340,000円
退職等年金	20等級	340,000円

次の者はその年の定時決定の対象とはなりません。この場合は、資格取得時または随時改定等による標準報酬の月額が翌年の8月まで適用されます。

《定時決定の対象とならない方》

- ① 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者
- ② 7月から9月までのいずれかの月から随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われる者

【 保険者算定 】

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、共済組合が適当と認めた方法により算定します。これを保険者算定といいます。

① 従前の報酬月額により算定

4月、5月、6月の各月とも、次のいずれかに該当する場合は、従前の標準報酬の月額と同額になります。

- ① 支払基礎日数が17日未満である場合
- ② 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない場合
- ③ 休職者給与を受けることにより報酬の一部が支給されない日がある場合

② 当該月を除いた報酬月額により算定

4月、5月、6月のいずれかの月において、次のいずれかに該当する場合は、当該月を除いた報酬月額により算定します。

- ① 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない月がある場合
- ② 休職者給与を受けることにより報酬の一部が支給されない日が属する月がある場合
- ③ 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日が属する月において支払基礎日数が17日未満である場合

③ 年間平均による保険者算定

定時決定は、原則として、4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額により、標準報酬の月額を決定しますが、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって報酬月額の算定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

《 年間平均による保険者算定が認められる要件 》 ※次の3つの要件を満たしていることが必要です。

- ア 「4月、5月、6月の3ヵ月間に受けた報酬月額の平均額により算定した標準報酬の月額」と「過去1年(前年7月から当年6月まで)の年間報酬の平均額により算定した標準報酬の月額」との間に、2等級以上の差が生じること
- イ この2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること
- ウ 年間平均による保険者算定について組合員が同意していること

年間平均による保険者算定を行う場合には、「①所属所からの申立書」「②部課署の代表者からの理由書」及び所属所が作成する「③定時決定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」が必要になります。ア・イの要件を満たす方は、8月上旬までに共済事務担当課より同意書の記入を求められますので、同意される場合は署名・捺印をしてください。

【 ご注意ください 】

標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306